

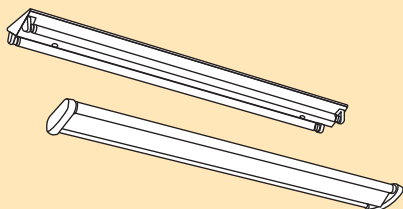
PCB使用照明器具に関する情報

PCB 安定器 (コンデンサ) を使用した照明器具

昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された、次の器具に使用されています。

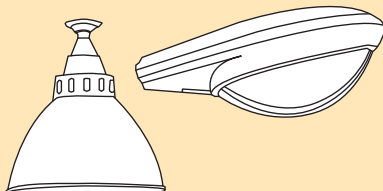
蛍光灯器具

(オフィス・教室用等)



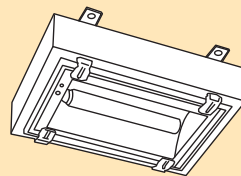
水銀灯器具

(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具

(トンネル用)



安定器 (コンデンサ) の PCB 含有の判別方法

安定器の銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能(力率)、製造年月等の情報から判別できる。



「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について」
(生衛発第1798号 平成12年12月13日)によれば、

PCBを使用した安定器は昭和32年(1957年)1月から
昭和47年(1972年)8月までに製造された。



- 国内メーカーで昭和31年(1956年)以前及び昭和48年(1973年)以降に製造された照明器具については、**PCB**使用安定器を使用したものはないと考えられる。
- 昭和51年(1976年)10月までに建築・改修された建物には、**PCB**使用安定器が使用された可能性がある。
- (一社)日本照明工業会は、昭和52年(1977年)3月までは、対象機器として扱うことが望ましいと考える。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、
(一社)日本照明工業会ホームページを参照してください。

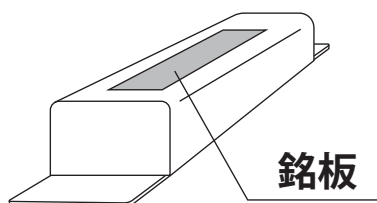
<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>



安定器の種類により**PCB** コンデンサが使われています。安定器の種類等は「銘板」で確認できます。

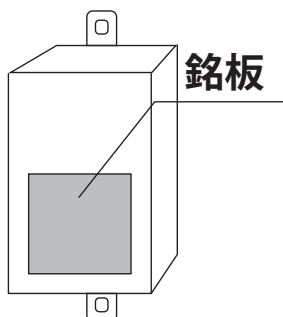
蛍光灯安定器

(器具本体に内蔵)



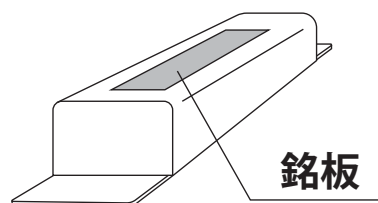
水銀灯安定器 (別置)

(取付台・ポール収納ボックスに設置)



低圧ナトリウム灯安定器

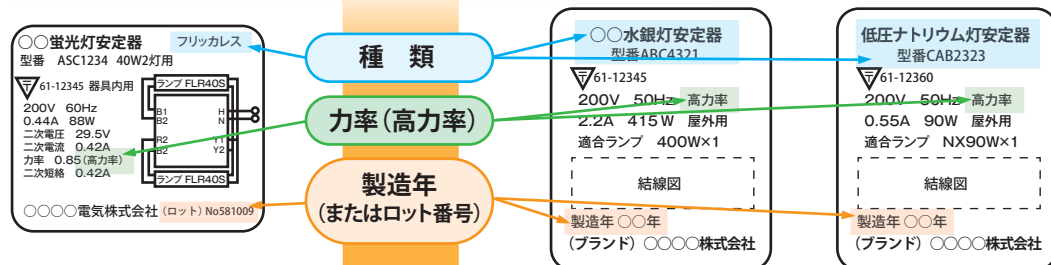
(器具本体に内蔵または別置)



PCB 使用安定器の判別方法

銘板情報をご確認ください

製造メーカー名と製造年/月(ロット番号)をご確認ください。



銘板でメーカー名がわかった

古い施設用の蛍光灯器具、水銀灯器具及び低圧ナトリウム灯器具がある場合。
内蔵されている安定器(または照明器具)の「銘板」をご確認ください。

製造メーカーへお問い合わせください

メーカー連絡先が不明、またはメーカーが無くなっている場合「力率」を計算します。

メーカーの回答が

PCBを含む 器具であった。 **A** へ

PCBを含まない 器具であった。 **B** へ

力率をご確認ください

力率の計算例

$$(1) \text{《 力率 》} = \frac{E}{(A \times B)}$$

$$(2) \text{《 力率 》} = \frac{E' + F}{(A \times B)}$$

計算例の記号	表示事項名	表示例
A	「入力電圧」または、「電源電圧」	「100 V」, 「200 V」
	周波数	「50 Hz」, 「60 Hz」, 「50/60 Hz」
B	「入力電流」または、「一次電流」	「0.9 A」, 「0.435 A」 「420 mA」 (⇒ 0.42 A に変換が必要)
C	「二次電圧」	「147 V」
D	「二次電流」	「0.42 A」
E	「消費電力」	「55 W」
F	「損失電力」	「5 W」
E'	「適合ランプ」	「FLR 40 W x 1」 (→ 40W に変換が必要)
		「FL 20 W x 2」 (→ 20 x 2 = 40W に変換が必要)

※CとDの表示は力率の計算には使いません。

高力率ですか? (力率 0.85, 85%以上)



PCBを含みません。 **B** へ

製造年(月)を確認してください (施設の完成・改修又は照明器具を保守交換した時期)

1957年(昭和32年)～1972年(昭和47年)8月に
生産の安定器ですか?



PCBを含みます。 **A** へ **PCBを含みません。** **B** へ



1974年(昭和49)以前の照明器具
かつ1977年(昭和52年)3月以前の施設ですか?



PCBを含む判断が妥当。 **A** へ **PCBを含みません。** **B** へ



A PCBを含む製品

PCB 機器処理を行います。自治体に届け出をし、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)に処理申込み・登録を行ってください。

PCB 廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法施行規則に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」にしたがって保管する必要があります。

B PCBを含まない製品

各自治体のルールに従い、廃棄物として処理してください。

(産業廃棄物はマニフェスト管理)

PCB廃棄物の処理については、お近くの都道府県・政令市にお問い合わせください。